

KULS ニュースレター No. 32

INDEX

- 平成23年度前期重要判例紹介 一商法分野一、一民法分野(前編)一
- 鹿児島市立玉龍中学との連携授業を実施
- リーガルクリニックAの開催について
- キャンパスライフ

●平成23年度前期重要判例紹介 一商法分野一 ●

・最決平成23年4月26日判時2120号126頁
(最決平成23年4月19日判時2119号18頁)

■決定要旨

「吸収合併等により企業価値が増加しない場合に消滅株式会社等の反対株主がした株式買取請求に係る「公正な価格」(会社785条1項)は、原則として、株式買取請求がされた日における、吸収合併契約等の承認決議がなければその株式が有したであろう価格をいう。」

■参考文献

「事例20：公正な価格」事例で考える会社法380頁(7階資料室配架)

■論点

*買取価格の決定方法

「公正な価格」の意義：「シナジー適正配分価格」と「なかりせば価格」
「なかりせば価格」

・選定基準時の問題→「株式買取請求時」

■事案

(株式買取価格決定申立事件の最高裁決定)「YとZとの間のZを株式交換完全親会社、Yを株式交換完全子会社とする株式交換(Yの株主総会における承認決議)に反対したYの株主であるXらが、Yに対し、自らの保有するY社株式を会社法785条1項所定の「公正な価格」で買い取ることを請求したが、協議が整わなかったために、XらがYに対し、会社法786条2項に基づき、裁判所に株式の買取価格を申し立てた事件である。」

■決定の内容

「①本件は、吸収合併等により企業価値が増加しない場合であり「なかりせば価格(株式交換がなければ本件株式が有していたであろう客観的価格)」が「公正な価格」である。②破棄された原決定(原々決定)は、株式の買取価格につき、その算定の基準日を株式交換の効力発生日としていた。③算定方法については、「裁判所の合理的裁量に委ねられている。」と判示している(参考文献をよく参照のこと)。

■決定の背景

「2つの最高裁決定まで、算定の基準時に関しては、効力発生日または買取請求期間の末日とするのが多くの裁判所(本件原決定、4月19日決定の原決定を含む)の立場であった。最高裁は、なぜ「株式買取請求時」を採ったのか、考えるところである。

司法試験との関係(悩みをみせる)「本件事案では、Y社の株価が日々下落していた。比較的早い時期に買取請求したX1と買取請求期間の末日に請求したX5とでは、(45300円と43250円で)2050円の差額があった。この場合に、「買取価格は一律に決定されることが望ましいから、算定基準日は効力発生日または買取請求期間の末日である」、とする判例・学説から導かれる結論は

●鹿児島市立玉龍中学との連携授業を実施 ●

1月28日(土)、鹿児島市立玉龍中学校の3年生120人を対象とした連携授業を実施しました。この授業は、中高一貫教育を行っている同中学校が将来の進路として様々な職業について学ぶために行っているプロジェクトの一貫であり、国立大学法人鹿児島大学による地域貢献活動として、司法政策研究科が全面的に協力したものです。

当日は、まず、法廷教室を利用して、中学生に刑事裁判の冒頭手続の様子を即興で実演してもらったあと、本学の研究者教員が、司法制度における法曹の役割と現在の法曹養成制度について解説を行いました。さらに、特別講師として、本法科大学院の修了生でもある本田貴志弁護士(鹿児島中央法律事務所)と林宏嗣弁護士(いづろ法律事務所)から、実際に弁護士として仕事をしてきた経験を踏まえて、そのやりがい、難しさ、日常の様子、弁護士となるまでの道のりなどについて、生徒



玉龍中學生徒の質問に答える林宏嗣弁護士

からの質問も受けながら、詳しくお話をさせていただきました。

本学は、地域に学び、地域を支える法科大学院として、本来の機能である教育・研究の合間に、様々な地域貢献活動を実施しており、その経験を教育・研究にもフィードバックしています。院生のみなさんには、法曹となつたのち、ぜひとも本学と共にこうした活動に関わっていただけたらと思います。

(中島 宏)

妥当であろうか。

この点について、自分なりの判断・理由を示せというのが、(ややない物ねだりと思えるが)採点者実感の「悩みをみせる」ということではないか。事例において解決すべき問題(結論の妥当性)を認識して、みずから判断する、これが法律実務家に求められる(試験で採点者が問うていると言っている)能力であろう(結論は効力発生日でも良いのである)。まあ、それまでの道程も遙かではあるけれども(まず「株式買取請求の手続」を理解)。

志田 惣一(商法)

●平成23年度前期重要判例紹介 一民法分野(前編)一 ●

最判平成23年7月21日裁時1536号1頁

■[事実の概要]

Aは、昭和63年10月、Yとの間で所有する土地の上に本件建物(9階建て賃貸用マンショ

ン)を建築する旨の請負契約を締結した。Aは、完成間際になって、本件土地および建物を売却することにし、完成後の平成2年5月にこれをXに売却した。平成6年6月頃、XはYに対し、本件建物に亀裂、水漏れ、排水管のつまり等の瑕疵があることを指摘し、建て替えるか購入資金を返還するよう申し入れを行ったが、Yはこれを拒絶したため、平成8年7月、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償を求める訴えを提起した。

第1次控訴審は、本件は瑕疵担保責任の領域で処理されるべき問題であり、不行為責任が成立するためには、強度の違法性が必要であるとし、Xの請求を棄却した。これに対し、第1次上告審(最判平19年7月6日民集61巻5号1769頁)は、「設計・施工者等は、建物の建築に当たり、契約関係にない居住者等との関係でも、当該建物に建物としての基本的な安全性が欠けることがないように配慮すべき注意義務を負うと解するのが相当である。そして、設計・施工者等がこの義務を怠った

ために建築された建物に建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵があり、それにより居住者等の生命、身体又は財産が侵害された場合には、設計・施工者等は、不法行為の成立を主張する者が上記瑕疵の存在を知りながらこれを前提として当該建物を買受けていたなど特段の事情がない限り、これによって生じた損害について不法行為による賠償責任を負うというべきである」とし、原審を破棄した。

■【判決要旨】

「第 1 次上告審判決にいう『建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵』とは、居住者等

●キャンパスライフ●

九州弁護士会連合会統一模擬試験

3月4日（日）

九弁連管内法科大学院を修了または今年度修了予定の方を対象とした、九州弁護士会連合会主催による模擬試験が開催されます。試験後には、問題作成者による解説講義が行われます。

弁護士チューター日程

3月14日（本田）、16日（河合）、21日（本田）、26日（坂井）、林弁護士（2回）

無料法律相談会開催

3月8日（木）、17日（土）、24日（土）

本法科大学院附設司法政策研究センター相談室において、無料法律相談会が開催されます。相談への同席を希望する人は、センターに申し出てください。同席者は、担当弁護士の指導の下、当該案件の報告書を作成します。各相談への同席者は一人が原則です。重複した場合、初めての人優先、あとは先着順になります。

刑事模擬裁判開催（一般公開）

3月17日（土）午前9時より開廷（午後5時頃判決）

本法科大学院では、今年も模擬裁判を実施し、その様子を市民のみなさまにも公開します。本物の裁判とまったく同じやり方で、1日のうちに刑事事件の審理をすべて行います。会場は、総合教育研究棟2階模擬法廷教室（201教室）です。

修了式

3月23日（金）

の生命、身体又は財産を危険にさらすような瑕疵をいい、建物の瑕疵が、居住者等の生命、身体又は財産に対する現実的な危険をもたらしている場合に限らず、当該瑕疵の性質に鑑み、これを放置するといずれは居住者等の生命、身体又は財産に対する危険が現実化することになる場合には、当該瑕疵は、建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵に該当すると解するのが相当である。

■【コメント】

購入した建物に隠れた瑕疵がある場合、買主は、売主に対し、瑕疵担保責任の追及が可能である。本判決では、さらに、買主は、直接契約関係にない建物の設計・施工者に対し、不法行為責任を追及できるかどうかが争われている。設計施工者の契約関係にない居住者等に対する注意義務（第1次上告審）および右注意義務懈怠により生じる「建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵」の具体的内容（本判決）について確認しておくこと。

村山 洋介（民法）

●リーガルクリニックAの開催について●

平成23年度のリーガルクリニックA（司法過疎地における法律相談実習）を、2月9日から14日の5泊6日（うち初日と最終日の2泊は船中泊）の旅程で、徳之島の徳之島町と天城町を相談会場として実施しました。

本学による徳之島での法律相談は初めてでしたが、1月の広報の開始以来、相談予約の問い合わせが続々と寄せられ、会場となった徳之島町役場で11件、天城町役場で12件、合計23件の相談に対応しました。

参加学生は7名。教員として松下良成教授、本木順也准教授、正込健一郎講師、下村哲也講師の各弁護士、米田憲市教授が指導にあたりました。プログラムの中では、徳之島町、天城町、伊仙町の各町役場の訪問や、種子島簡易裁判所の施設を見学し地域の司法事情をお話いただきました。

また、この実習は、司法過疎地域の法サービスの実態調査の対象となり、九州大学の上田國廣教授（弁護士）をはじめ、奄美で活動

リーガルクリニックA受講者エッセイ

■リーガルクリニックAの実習を終えて

リーガルクリニックAの法律相談を行うにあたり、相談会場である徳之島へ行く前は、不安でいっぱいだった。法律を本格的に学ぶようになって2年が経過したとはいえ、相談者の相談に適切な回答ができるのだろうかというのが一番の理由である。また、事前に相談内容を把握した上で法律相談に望むことになるが、予約票の相談内容と実際の相談内容とが異なることは多々あると聞いていた。臨機応変にどれだけ対応できるのか、といった点にも不安を抱えていた。

ただ、事前の検討会において、予約票の相談内容から、どのような相談が考えられるか、いくつかパターンを検討し、その点について調べて頭に入れた上で、どのような質問をしていけばいいのか、どのようなアドバイスをすればよいのかを考えたので、不安は少しずつ解消され、落ち着いて法律相談に望むことができた。また、実際の相談の場では、弁護士の先生に十分なフォローをいただいたので、なんとか乗り切ることができた。

弁護士の先生方から、法律相談ではまずどれだけの情報を相談者から聞き出せるか、というのが重要である、そして、法律相談に来られる方は、とにかく聞いて貰いたい、という気持ちでいらっしやるので、まずは相談者の話を聞く、というスタンスを取る、という助言をいただいた。今回の法律相談は1時間と十分に設定されているので、落ち着いて相談者から情報を聞くことができる環境であった。しかし、やはりどうしても必要なことを聞きたいという気持ちが強く、事前に用意した質問を矢継ぎ早にしてしまい、相談者を萎縮させてしまったところがあり、その点について反省をしている。

今回の法律相談を通して、法律相談は、司法試験と全く無関係でないということを理解させられた。相談内容から「契約内容は何か?」「訴訟物は何か?」をまず考え、それから適用条文を探す、この流れは司法試験の答案と全く同じである、と指摘を受けた。これは、法律相談の初日の午前中にいただいたアドバイスである。ところが、その夜、翌日の法律相談の事前検討の段階になった時、「この相談でまず検討するべきことは何か」と弁護士の先生に質問をされた時、真っ先に、契約内容は何か、訴訟物は何か、という点について考えることができなかった。また、とにかく先に条文がないか六法をあたる、ということもできていなかった。頭では理解していても、それを実際に活用する場になると、十分に使い切れていない、というのを自覚した。常日頃から意識して取り組むべきであることを理解した。この反省を今後の学習に生かしていきたいと思う。

法科大学院2年 姥 裕子

する鈴木穂人弁護士、出水で活動する米田圭吾弁護士、京都産業大学の草鹿晋一教授、愛媛大学の小佐井良太准教授、弘前大学の飯考行准教授、本学の中島教授、紺屋准教授が参加され、法律相談の内容から、司法過疎地における法サービスの在り方についてまで、幅広くご助言をいただきました。



法律相談会場の模様(写真は、模擬相談)

今回のリーガルクリニックAは、徳之島で行われた。徳之島は、弁護士がおらず、法務局もなく、簡易裁判所があるだけである。そのためか、法律相談会には多くの人が予約したようである。

私は、2日間の法律相談で3件の事案を担当し、法律相談の際、相談者に協力していただいているアンケート調査も4件担当した。そうした中で感じたのは、弁護士の必要性、さらに言えば、法律相談等の機会提供の必要性である。というのも、相談者は、総じて、無料でなくとも、今回のような法律相談会があれば申し込んでいたことや、島には他の法律職の方もいるが、やはり弁護士の話を聞きたいという方が多かったからである。

また、徳之島は司法へのアクセスが困難である。弁護士が居ないのもそうであるが、裁判所の位置も坂の上で、車がなければ訪れるのはいささか困難であるし、登記簿等を揃えたくとも、法務局は奄美の名瀬に行かなければならない。与論島や沖永良部島の島民等は、徳之島の裁判所でさえ2泊3日の日程で来なければならない。

そのため、今回のような法科大学院主催の法律相談会だけでなく、弁護士事務所主催や、行政機関主催の法律相談会の機会をもっと作るべきだと感じたのである。

他方、私自身の法律相談の体験について、改めて、生の人間を相手にすることの難しさを実感した。事前調査や弁護士の先生の助言を十分に頂き、緊張しつつも、できると意気込んだのはいいものの、相談者の説明を理解できなかったり、碌に助言できなかったり、終始、先生にフォローされっぱなしであった。

しかし、各々の先生の相談技法を間近で体験できたことは、大変勉強になった。また、相談技法は異なっても、相談者に納得してもらうという姿勢は共通しており、相談者に対するサービス精神の重要性を学ぶことが出来た。

今回の実習は大変有意義なものであったと感じている。

法科大学院2年 粕谷 僚

徳之島まで、鹿児島新港からフェリーで片道15時間。学生の体力も少し心配しましたが、さほど揺れることもなく、充実したプログラムを展開できました。

今年の参加学生のエッセイを2本紹介します。

米田 憲市（法社会学）